

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

土地利用規制法は第1次・2次の意見聴取が行われてきました。今回、第3次として11月に芦屋町で内閣府と意見聴取が行われました。私たちにとっても初めてのことなので、この内容について伺います。

政府は9月11日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（土地利用規制法）に基づく第3回の指定候補地として、全国25都道府県の180か所を提示している。芦屋町も芦屋基地・芦屋高射基地から1キロメートル以内の地域が特別注視区域指定とされており、それに伴って政府から町への意見聴取が行われている。土地利用規制法上の特別注視区域に指定されると、自治体や国の求めに応じて区域内の土地建物の所有者や、賃借人などの情報及び土地の利用状況に関する情報を国に提供する義務が生じる。そこで、次の点を伺います。

1、自治体の事情聴取の結果、芦屋基地は特別注視区域に決定されたのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

お答えいたします。

内閣府が所管している重要土地等調査法に関し、生活関連施設を定める政令の制定又は改廃の立案、注視区域及び特別注視区域の指定や、注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告について意見を聴取するとともに、その他重要事項について調査審議することを目的として、重要土地等調査法第14条に基づき土地等利用状況審議会が設置されています。令和5年9月11日に第6回土地等利用状況審議会が開催され、その議事録の中で「福岡県芦屋町、岡垣町、遠賀町の芦屋高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を「特別注視区域」に指定したいと考えております。また、芦屋基地は自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち芦屋高射教育訓練場に係る「特別注視区域」と重ならない部分を「注視区域」に指定したいと考えております。」と審議会の中で審議されています。現時点では、内閣府から芦屋基地について指定範囲について告示されておりませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。なお、第4回議会定例会終了後の議会全員協議会前までには、内閣府より芦屋基地

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

について指定範囲が告示されるものと考えておりますので、その時点までに指定範囲の提示ができるのではないかと考えています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

最終日の全協です、その内容については決定されるだろうということですが、内閣府との意見聴取はどのような形で行われたのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府より区域の指定案の図面がデータで送付され、その図面について意見を述べております。聴取する意見の内容につきましては、区域の範囲に係る地理的情報や開発計画・開発行為の情報、区域の外縁設定等の参考となる情報などについての意見聴取がございました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、内閣府からの意見聴取にあたって、町は住民の意見、そういったものを調査したのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府からの地域についてのことでしたので、住民に対しての意見を聞くとか、そういうことも求められておりませんのでやっておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、この意見聴取にあたって町としてどのような、この土地利用規制法についての意見

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

を上げたのか、また、どのような情報提供を行ったのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

意見については、区域が内閣府より告示されておりませんので回答は控えさせていただきたい  
と思います。また内閣府より、そのほかの情報提供等についての要請はあっておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

内閣府のホームページを見ますとですね、自治体からの意見としては「一部住民より区域指定  
されることにより区域内の住民のプライバシー権や財産権、並びに思想・良心の自由が侵害され  
るのではないかと憂慮する意見が市へ寄せられたため申し添える。」とかですね、「調査の実施な  
ど制度の運用にあたっては、住民等の権利を不合理に制約したり、日常生活や事業活動に影響が  
出たりすることのないよう最大の配慮をお願いしたい。」というふうなですね、自治体として  
意見を述べています。

それではですね、2点目に要旨2、今回の意見聴取にあたって、町が所有する住民基本台帳な  
ど保護すべき個人情報を国に提供したのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府からの意見聴取については、その指定範囲についての意見聴取でしたので、議員が言わ  
れました住民基本台帳などの個人情報等についての提供を求められることもありませんでしたし、  
提供もしていません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、第1次・2次で意見聴取をされた自治体の意見を見ますと、やはり個人情報の  
保護についてですね、懸念を持っていることが強く伺えます。「法の運用にあたっては、国民の権  
利や自由を侵害することがないように、また、個人情報の保護にも配慮した基本方針に基づく厳格  
な運用を求める。」としております。芦屋町としてもですね、やはり国民の権利や自由を侵害しな

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

いように、また、個人情報にも配慮した基本方針に基づく厳格な運用することを求めるべきというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和5年11月29日に開催されました第7回の土地等利用状況審議会の資料の中で、地方公共団体に対する意見調査の結果が述べられております。その中で、調査により収集した個人情報保護について内閣府の意見・考えを述べられておりますけれども、「個人情報の保護については法及び基本方針並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっとり万全を期してまいりたい。」という形で述べられておりますので、適切に運用をさせていただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それは当然ですね、そういったふうに万全を期していただきたいのですが、今後ですね、内閣府から個人情報を提供することを求められた場合、当該個人の了解を取るという、こういったことが必要ではないかと思えますけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

重要土地等調査法の第3条の法律の規定により、措置の実施にあたっての留意事項として「内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たって、個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能または国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、必要最小限なものとなるようにしなければならない。」と規定しています。また、法第7条の利用者等関係情報の提供として「内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のため必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、その者の氏名または名称、住所、その他政令で定めるものの提供を求めることができる。」関係行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときには、同項に規定する情報を提供することができる。」というふうに規定されております。以上のことから、法的に提供することが求められているため、個人の了解は必要ないと考えております。

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

個人情報ですからね、私はやはり、ちゃんと個人の了解を得た中で提供すべきだと思いますし……。町長に伺いますが、今課長の答弁の中です、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行に対し、資料の提供、意見の開示その他の協力を求めることができるというふうになっております。そういった点ではですね、個人情報を守る上でも自治体からの情報提供は義務規定ではなく、自治体の主体的裁量権で行うべきというふうに私は考えますが、その点について町長はどうお考えなのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

川上議員のおっしゃられることももっともだとは思いますが、我が国の防衛体制の強化というのはもう喫緊の課題であると思っております。機能維持は必要と認識しており、国防に関することにつきましては、地方自治体の長としての意見は少し控えさせていただきます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

地方分権ではですね、国・県・市町村ではなく国・県・市町村が横並びということですね、私はやはりちゃんと地方自治体としてのですね、自主的裁量をやっぱり図るべきだというふうに思います。

それでは3点目のですね、基地周辺1キロメートル以内の世帯数、学校、病院、公民館など公共施設はどのくらいあるのか。これについて分かるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

注視区域や特別注視区域の範囲指定がまだ内閣府より設置されておりませんので、現時点について回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1次・2次ですね、決定されたところについてはホームページにもですね、範囲についても載ってます。芦屋基地についてはですね、これを1キロメートルということで概算でいくとですね、大体芦屋町としては山鹿区域の橋のところの一部と芦屋町のほとんど全体がですね、この1キロメートルの範囲に入る。それと先ほど言いましたように、岡垣町の黒山の区域付近それから遠賀町の尾崎こういったところまでがですね、1キロメートルの範囲に入っていて、そういった範囲に住んでいる方、企業とかそういったところの情報提供を求められているということになります。そういった点ですね、この当該地域においてですね、私権を制限することによりですね、不動産価格が低減し不利益の土地が出るということも考えられますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府の考え方としましては、重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために必要最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたい。特別注視区域においては土地や建物の売買等にあたり届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引等を制限するものではありません。また、本法の制度は機能阻害行為が認定された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はないという形の中で内閣府の考えとして述べられておりますので、影響はそんなにはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1次・2次ですね、聞かれた自治体もですね、やっぱりこの点について懸念を持ってまして「当該地域においては私権を制限することになるため、路線価格に影響があり、結果、不動産評価額が低減し不利益を被る土地所有者の方がいる可能性がある。そのような場合に自治体として固定資産税の減免を検討する必要を求められる可能性もあるため、その際に自治体の減収を補填するなど、国としての支援策などは検討されていないのかを伺いたい。」という、こういったことをですね、意見で上げております。これに対してですね、国のほうは「そのため、本法に基づく調査や届出の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、

これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のものと考えられるため、補償はしないものと考えている。」。まあ、区域内の土地の所有者等が受忍しなきゃならない、我慢しなさいということですね。

先日ニュースで芦屋町の土地のですね、評価額が上がったということがニュースで言われてまして、もう今まで芦屋町はずっと下落しとったのが上がってから「これはいいことだな。」というふうに大変喜んでいたわけなんですけど、この土地規制法によるかどうか分かりませんが、最近はまだ下落している傾向にあるということも聞かれます。そういった点ではですね、やはり個人の方のですね、財産権が侵害されるという、こういったことについてはやはり、ちゃんと内閣府に対してですね、進言すべきではないかなというふうに感じております。

それでは4点目のですね、意見聴取では機能阻害行為に関する情報があるが、機能阻害に該当する行為はどのようなものであるか、これについて伺います。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

機能阻害に該当する行為はどのようなものかについてお答えいたします。内閣府の「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」によりますと、自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射、施設に物理的被害をもたらす物の投射措置を用いた物の投射、施設に対する妨害電波の発射、流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積、領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更、等が例示として出されております。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

内閣府ではですね、機能阻害行為についてそういった例として挙げておられますが、しかしこれらは例示であって、この類型に該当しない行為であっても機能阻害行為として勧告及び命令の対象になることはあるということですね、これ以外についても内閣府、そういったところが判断すればですね、機能阻害行為として認定されるという、そういった可能性も十分あります。例えば私たちはPAC3が配備されたときには、PAC3配備についての反対の集会とかですね、デモ行進とかパレードとかね、そういったものをやりましたけど、そういったこと自体が機能阻害行為に認定される可能性もあるということです。特に沖縄なんかでは、辺野古の基地の建設に

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

ついて反対運動なんかが起こってますけど、そういったものもですね、機能阻害行為にあたるという、そういった可能性も十分考えられるのですよね。やはり、拡大解釈を生まないよう運用をすることを求めていくという、こういったことが必要ではないかというふうに思います。

続きまして、5点目の聴取する意見の内容についての中では、区域内だけではなく区域の外縁近傍において過去に発生した機能阻害行為に関する情報も意見聴取に入っているが、区域外縁近傍という範囲はどこまでか、これは先ほど言った「1キロメートルの区域だけでなく1キロメートルの区域の外でもいろんな問題があったときについては、それについても報告しなさい。」というそういったことですが、これについての範囲ってというのはどのぐらいなのでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長

○総務課長 松尾 徳昭君

土地等利用審議会の中で区域の外縁に関する考え方が示されております。先ほども議員が言われました「おおむね1,000メートルの区域」の趣旨に鑑み、「敷地等からの距離が1,000メートルに近い外縁となる。また市街地や畑地においては土地所有者等に対し、区域の外縁を分かりやすく示す観点から、原則として地物（道路、河川等）に沿うようにする。市街地等以外においては、原則として点と点を結んだ直線を用いる。建物は分断しないように努める。」という形の中で示されております。以上のような考え方にに基づき、「区域の外縁」の該当する箇所について意見があれば述べてくださいという形で、「区域外縁近傍」の範囲はどこまでかというところにつきましては、芦屋町のほうでは示されていないという形になりますので、これについては控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではですね、6点目の住民への説明はどうするのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長

○総務課長 松尾 徳昭君

住民への周知につきましては、広報あしや12月号や町のホームページで住民への周知を図りたいと考えております。また、内閣府からの発行のリーフレットを公共施設等に配置をする予定です。町は重要土地等調査法の詳細な内容を説明することについては難しいため、住民説明会は考えておりません。そのため、詳細内容につきましては内閣府重要土地等調査法のコールセンタ



令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

一や内閣府のホームページを案内していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応ホームページとかリーフレットとかですね、内閣府がそんなものを出すということですが、でも今までの論議の中で「財産権を侵害される。個人の個人情報を取られる。プライバシー権を侵害される。」、そういった方が芦屋町の3分の2近くが対象になるという、そういったことを住民に何の説明もなく、ただこんなリーフレットとかパンフレットとか広報だけでやっていいものでしょうか。私はここに住民への説明というのは住民説明会をちゃんと開いて、住民に対して「こういった法令ができ、芦屋基地周辺の1キロメートルのところについてはこの法令に適するので、こういったことが阻害され、そして個人情報を提供することもあります。」という、そういった理解を得るべきではないかと思えますけど、住民説明会はしないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住民説明会は考えておりません。内閣府につきましても説明することはないという形で審議会のほうでも意見というか、考え方が出ておりました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

こういった個人のね、やっぱり人権を侵害するような、そういった問題について、ただの政令だけで一方的にやるということ自体は、やっぱり本当に住民自治というか民主主義というか、そういったものをないがしろにしてるんじゃないかなというふうに私は強く感じます。それでは今後のスケジュールについてはどのようなになるのか伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今後のスケジュールと伺いますか、住民への周知は先ほど言いましたとおり、ホームページや町の広報紙という形になりますし、あと内閣から告示がされましたら図面等区域のところについては公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、この土地利用規制法というのはですね、安保3文書によるですね、日本が戦争する国になっていくという、そういったことをですね、実践していく法律ではないかなというふうに私は感じます。戦前ですね、やっぱりいろんな法律ができて、そういった軍事的なことを見たり、聞いたり、話したりすることが罪になって、そしてそういった中で戦争にですね、入っていったというそういったところを見ますと、やはり私は今はやっぱり日本がそういったふうな新しい戦前にですね、入っていくんではないかというそういった危惧をします。今、私たちはやっぱり平和憲法を守って行ってですね、そして住民の暮らしと命を守る。そういったですね、社会にしていく。そういったことが一番大事じゃないかなということですね、申し述べまして、この質問を終わります。

それでは続きましてですね、老人憩の家について伺います。

9月20日の議会全員協議会で老人憩の家を2029年に廃止することが報告されましたが、老人憩の家の在り方に関するアンケート調査結果報告書では、全ての住民が利用できる公共施設との複合化した入浴施設への建て替えが50.9%、高齢者専用として建て替えるべきが12.8%と、64%が入浴施設の存続を望んでいます。2030年以降は介護予防や住民の交流の場として、また、災害時に避難所機能を持った複合型の入浴施設として存続させていく、こういった考え方はないのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まずアンケートの結果についてのお話がありましたので、その点についてお答えいたします。

確かにアンケート結果では、今後の老人憩の家の在り方としては「他の公共施設との複合化」を望む声が多かったのですが、これは今ある高齢者専用の公共施設を今後どうするべきかを聞いた設問でありまして、選択肢としましては「これまで同様に高齢者専用」、それと「全世代型の複合施設」、それと「廃止」、こちらの3つのパターンを聞いております。

その結果、これからの時代には高齢者のみが見える施設でなく、幅広い世代でのコミュニティーの場所ともなり得る施設を希望されている回答が多かったことが分かったというものです。また、「全世代型の複合施設」いわゆる公共施設の集約、それと「廃止」を合わせて81%を超えることから、住民の皆さんも行政コストの削減を求める声が多かったということも分かりました。

なお、「高齢者専用の建て替え」の12.8%と「全世代型・複合型の建て替え」の50.9%の合計64%の人が建て替えを希望されている。今、議員もおっしゃられたとおりなんですけれども、この設問では入浴設備については触れておりませんので、「入浴施設の存続を望んでいる。」とは言えないというふうに思っております。なぜなら、以降の設問では「日常入浴のための浴場の整備した場合に利用しますか。」という問いに対して「毎日利用する。」、こちらが5.8%、「たまには利用する。」は27.9%の合計33.7%。こちらが浴場の設置に肯定的な意見であります。しかし「利用しない。」が29.8%、「ほとんど利用しない。」が24.3%の合計54.1%が浴場の設置に否定的な意見となっております。否定的な意見が倍に近い回答になっているというのが理由になります。

では、議員の御質問は「住民の交流の場を含めた入浴施設のある全世代型の施設を建設しないのか」ということでありますので、その点について答弁いたします。

まず新しい施設を造ることがこの芦屋町において、将来にわたって本当に必要なのかを第一に考えて検討いたしました。住民の交流の場、コミュニティーの場についてですが、町内には町民会館や3つの公民館、また各自治区の公民館があり、いずれも利用者でいっぱい予約がとれないということはありません。そのような中、新しい施設を造ることは芦屋町の人口規模や今後の人口減少から考えると過剰設備になりかねないとも考えられます。また、平成29年に策定しました「芦屋町公共施設等総合管理計画」では、将来にわたる費用負担の軽減を図るために、計画策定から30年間で公共施設の床面積を25%削減することとしており、新しい施設を造ることはこの計画からも逆行することとなります。また費用の面からも、老人憩の家基本構想時における「町内1か所多世代利用施設」では建築費用が約8億円と試算されております。現在の物価上昇ではさらに高額になっていることが想定されます。当然、維持管理経費も発生しますので、継続して将来にわたり大きな財政負担が生じることとなります。このようなことから総合的に判断しまして、現時点では老朽化している老人憩の家を廃止することに伴いまして、その代替施設として新しい建物を建設することは見送ることといたしました。ただし、将来他の公共施設の建て替えが必要になった際には、改めてその建物に対してどのような機能を持たせるのかを検討していくものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かにですね、「63%の方が建て替えを望んでいる。」というところについては、風呂があることが前提ではないということは設問ではそういったふうになってます。ただ一般的に、町民の

方と老人憩の家の話をしたときには、やっぱり出てくるのは風呂の話が出てきて、「なぜ故障したのか。」「なぜ子供から大人まで風呂に入れなのか。」、そういったふうな考え方がありますから、芦屋町の老人憩の家というのはやはり入浴施設があるということが前提となった考え方の中での御判断だというふうに私は思っています。だからそういった点では、先ほどの「64%の方が建て替えを望んでいる。」という、そういったところについては、入浴施設もついた部分について望んでいるのではないかなということもありますし、課長がいろんな今の老人憩の家についての町民の否定的な回答が多いということを言われましたけど、私は当然そういったふうに思います。例えば利用したくないというアンケートに基づいて、20代の方に「あなたは老人憩の家を利用したいですか。」って聞けば、20代の方が「利用したい。」ということは絶対言いませんよ。ですから20代、30代、40代、50代のところでは当然利用するのは「必要ではない。」という回答が多いということになります。やはりこれが、名称も「老人」という名前がつけばですね、やはりイメージとしても若い人が行くわけじゃない。これが例えば「芦屋町いこいの里」とかね、そういったことだから「皆さん入れます。」としたら、結構若い人だっただけで来るのではないかなというふうに思います。

それとですね、9月20日の全員協議会で「令和11年3月末を廃止する時期」としていますが、「設備の重大な故障等が発生し修繕等を行うのに多額の費用が必要となった場合は廃止時期を前倒しすることも考えている。」というふうに述べられています。つまり「前倒しでも廃止することもありますよ。」ということになってます。一方、第9期芦屋町高齢者福祉計画素案では、「老人憩の家は高齢者の教養の向上及びレクリエーションなどの場の提供と、心身の健康の増進を目的」として町内3か所に設置されています。老人憩の家は老朽が著しくなっていますが、「施設に不具合があった場合は可能な限り運営できるように修繕などを検討していく。」というふうにしていきます。今回もですね、指定管理者の選定が議案として出ていますが、やはり福祉計画の中で「3年間は老人憩の家をちゃんと運営する。」というふうに言うのであればですね、やはりこの計画期間については利用の保障を行うべきではないか、そういったふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、議員から御指摘ございましたとおり高齢者支援計画、3年の計画でございます。これから定めて3年ですので、今、指定管理5年ということで今回議案に上げております。この中でも前の説明からもうたっておったんですけども、今後、修繕が必要になったときは掛かる費用が1つの目安にはなりますが、修繕ということをやったり積極的にっては行って、廃止の予定である5

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

年間、令和11年3月末まではできる限り、可能な限り運営を続けていきたいというふうを考えております。しかし倒壊の危険性とかですね、もう建物自体の躯体がもう難しくなった場合には、予定より早く廃止することがございますということでもあります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

計画の中でですね、3か所の老人憩の家を運営するとなっておりますが、鶴松荘については風呂の利用は中止して運営しているっていうことになってますが、現在のですね、鶴松荘の運営状況はどのようになっているのか、過去の利用者数と現在の利用者数はどのような推移をたどっているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ボイラーが故障したのが令和5年1月末になりますので、それまでは平均して月に500人程度の利用がありました。しかし、現在はボイラー故障したまま、そのままになっております。住民の健康相談等、そういう会合等での利用がございまして、大体月に50人程度の利用となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、老人憩の家は入浴施設がないと魅力がないということになってますが、そういった点で500人が50人に減ってる、10分の1になってるということですが、それでは、今まで月に500人入っていたのが50人になったのは、あとの450人の方というのは入浴についてはどのような形で行っているのか分かるでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

鶴松荘を利用されてた方でまだ浴場に入りたい方、ほかの2か所の老人憩の家のほうに行っているというお話は聞いております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

岡垣町にもですね、老人憩の家がありましたけど、老人憩の家の風呂をですね、廃止するんですね、やはりほかのものだけでは魅力がなくなり利用者が激減してですね、廃止されました。そして今回、介護保険の広域連合の遠賀支部のですね、事務所になるということですが、やはりそれでも岡垣町には総合福祉保健センターのいこいの里があって、大人から子供まで利用してるのですね、それに移行しているということですし、遠賀町、水巻町にも入浴施設がですね、民間やら公営であるということですが、今ですね、老人憩の家の風呂をですね、廃止する理由にですね、浴室保有率というのがですね、1978年が82.8%から、2008年に95.5%、もうほとんどですね、家にお風呂があるということですね、廃止する理由の1つに挙げてますが、老人憩の家の中でもですね、述べられてましたけど、やはり老人憩の家の中で倒れられて救急車で運ばれたりとか、浴槽で亡くなったりとか、そういった方がいるということが書いてありました。確かにですね、浴室保有率はどんどん上がってきたんですけど、それと同時にですね、高齢化率もどんどん上がってきて独居の人とか、それから家族夫婦2人世帯、そういったものが増えてですね、1人世帯の方なんか入浴中に亡くなる事故というのが起こっております。私の身近にもですね、独居の方が2件、浴槽でですね、亡くなって数日間発見がされなくてですね、そういった事故もありました。やはり入浴施設があるということは、多くの方々とやっぱりそういったお風呂に入ったり、お話をしたり、そういったことになればですね、認知症の問題とかそれから、ひきこもりの予防とか、入浴だけではなくですね、交流の場として高齢者の健康にもですね、大きく貢献しているというふうに思います。

全協の中での報告でもですね、入浴施設がなくなればですね、デイサービスセンターを使えるという、そういったことになるということも書いてありましたが、果たしてですね、多くの方々がデイサービスセンターを使うだけのですね、キャパが、そしてそこでお風呂に入っていくという、そういったキャパがあるのか、そういった点が懸念されるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問は介護サービスのほうでということだと思いますので、それで一応、前回9月の全員協議会の中では解消方法の1つとして、「介護サービスによる入浴の提供」というふうな御紹介をさせていただきましたが、これはあくまで1つの手法として例示したもののなので、介護サービ

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

スで全ての老人憩の家の方が対応できるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほどもね、例えば鶴松荘の風呂がなくなってしまって月に500人来ていた方が50人になったということなんですけど、中にはそういったふうにはほかの2施設で利用される方がいるかも分からないけど、もうやはり独居の方なんかで家でですね、入られる方そういった方々もおおると思うんですけど、例えば水巻町がですね「えぶりの家」憩の家、えぶり山荘か、あれを廃止したときに水巻町自体は芦屋のマリンテラスのお風呂にですね、バスを配置して、そして補助を出してマリンテラスに入浴に来ていたということがありましたけど、芦屋町でもですねえ、鶴松荘を廃止した中で、また、今後もやっぱり、そういった施設が老朽化しているという中で——、マリンテラスあしやのですね、お風呂をやっぱりそういった高齢者の方に開放して送迎をするという、そういったふうなことで入浴施設を確保するという、そういった考えはないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

マリンテラスあしやについての御質問ありましたが、マリンテラスあしやは観光施設であるため日常の入浴とは切り離して考えたいというふうには思っております。近くまでバスは通っていないんですけれども、マリンテラスの出入口までは通っていないんですが、釜の里近くにはあります。そこからですね、御自分が希望でお風呂に入りに行くのは、外部にもお風呂開放されておりますので、それを制限するものではないんですけれども、日常の入浴のための支援とかいうことを現時点では考えておりません。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほども言ったようにですね、入浴中に亡くなるという方がですね、年間に4,000人を超えているわけですよ。ほとんどが独居とかそんな方で、例えば夏の熱中症、それから最近ニュースでは高齢者の交通事故で亡くなったとかいう、そういったことがよく出るわけですけど、熱中症で亡くなる方や交通事故で亡くなる方に対して、お風呂で入浴中に亡くなるという方が約2倍近くいるわけでありますよね。そういった点ではですね、やっぱり私は独居の方とか高齢者世帯の方、そういった方がそういったお風呂での亡くなる事故をなくすためにも、やはりちゃんとし

令和5年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

た入浴施設をですね、高齢者にも提供できるようなものを作るべきではないかというふうに思っております。先ほどの課長の答弁でもですね、「そういった考えはない。」というようなことを言われてましたが、2029年までまだ時間がありますんでね、やっぱその中で十分に検討していただいでですね、そういった方々がやっぱ安心して安全で健康で暮らせる、そういった町にするためにですね、そういった福祉施策を十分充実させることを求めまして一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問を終わります。